

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村 澤 幸 二

全国安全週間(7月1日～7月7日) 令和6年度スローガン

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

転倒災害を防ごう

令和5年の鳥取労働局管内における労働災害発生状況を見ますと、全産業における労働災害による休業4日以上死傷者数(以下、「死傷者数」といいます。)895人(新型コロナウイルス感染症によるものを除くと554人)のうち、転倒による死傷者数は176人で、新型コロナウイルス感染症による死傷者数341人に次いで最も多く発生しています。これは、新型コロナウイルス感染症によるものを除いた死傷者数の31.8%を占める状況となっています。

また、年代別の労働災害発生状況を見ますと、被災者の年齢が60歳以上となる死傷者数のうち、転倒によるものの占める割合は、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと46.0%を占め、前述の31.8%よりも10ポイント以上多く、働く高齢者は他の年齢よりも転倒災害が多発している状況にあります。

このように、転倒災害は実際に多発しておりますし、骨折等により、長期の休業を要する事例が多いことから、重点的にその防止対策に取り組む必要があり、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画においては、「転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を令和9年(2027年)までに70%以上とする。」とのアウトプット指標を設け、転倒災害を防止するための取組を進めているところです。

ハード面の対策としては、作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を確保する対策や、段差をなくすなど、つまずきや滑り等の要因を解消する物理的対策が挙げられます。特に、冬季は積雪や路面凍結が生じ、これによる転倒災害が多発することから、積雪、路面凍結を解消する対策に重点的に取り組む必要があります。

ソフト面の対策としては、労働者の身体機能低下に対する対応が挙げられます。転倒災害は、高齢化に伴う身体機能の低下を原因として、段差や障害物などの物理的要因がない場所でも多発しています。このような転倒災害を防ぐためには、働く高齢者に対する、作業開始前の準備体操やストレッチ体操の実施等身体機能の維持向上のための取組も必要となってきます。

また、厚生労働省が令和2年3月に策定している

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に示されている「転倒等リスク評価セルフチェック票」などを活用し、転倒リスクを可視化することも重要です。

なお、厚生労働省では、働く高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助するエイジフレンドリー補助金の事業も実施中です。これらの補助事業も活用して、転倒災害防止対策に取り組みましょう。

- 転倒予防・腰痛予防の取組
厚生労働省ホームページ



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html#leaflet>

- 令和6年度エイジフレンドリー補助金
厚生労働省ホームページ



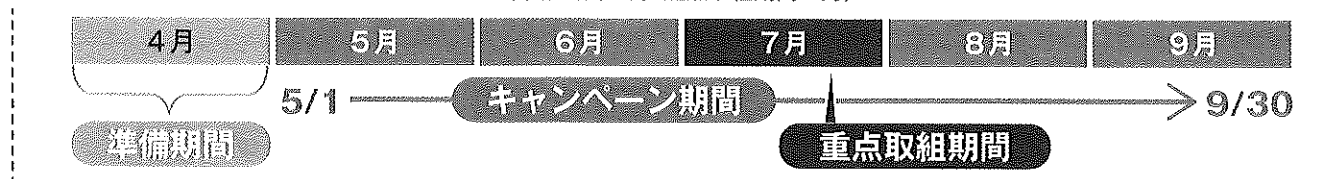
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

ー重点取組期間(7月)についてー

● 実施期間: 令和 6 年 5 月 1 日から 9 月 30 日まで(準備期間 4 月、重点取組期間 7 月)



今年も5月から9月までの期間で「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」が展開されています。また、キャンペーンでは、梅雨明けから暑さが本格化し、熱中症が多発する7月を「重点取組期間」としています。

各事業場におかれましては、熱中症ゼロを目指して、積極的に熱中症予防対策へ取り組んでいただきますようお願いいたします。

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」については、鳥取労働局ホームページでも掲載していますので、ご参照ください。

○鳥取労働局HP

令和 6 年「STOP! 熱中症クールワーク
キャンペーンを実施します」

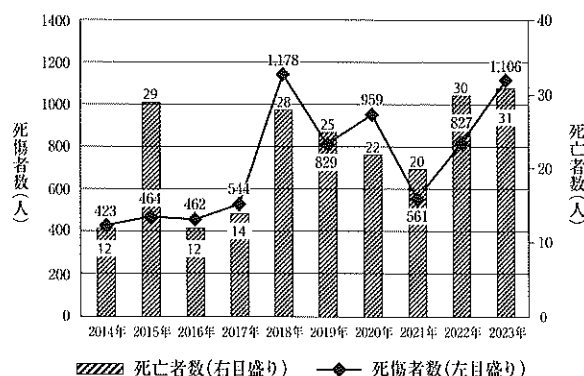


URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01975.html

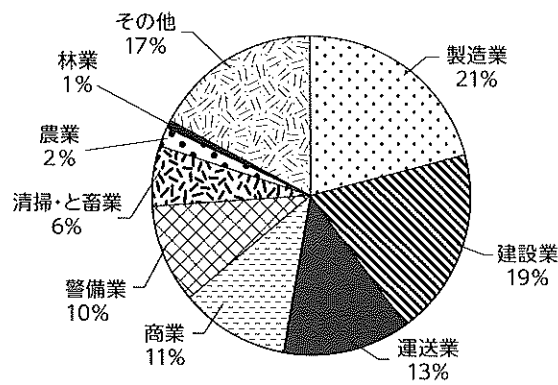
重点取組期間(7月)にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における熱中症による死傷者数の推移(全国)



熱中症による業種別死傷者数の割合
(2023年確定値: 全国)



免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張特別試験が次のとおり実施されます。

- 日時 令和 6 年 10 月 5 日(土)
- 場所 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
- 免許の種類
一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、第一種衛生管理者、第二種衛生管理者
- 受付期間
郵送受付(簡易書留)
7月29日(月)～8月8日(木) 必着
窓口受付
7月29日(月)・7月30日(火)

○受付及び問い合わせ先

鳥取県労働基準協会 本 部 ☎0857-52-7300
西部支部 ☎0859-34-5876
中部支部 ☎0858-22-9054

※ボイラー関係の受付は本部のみで行います。

衛生管理者免許試験 準備講習を開催します

日時 令和 6 年 7 月 22 日(月)・23 日(火)
場所 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
定員 第一種衛生管理者 100名
第二種衛生管理者 100名

※定員に達し次第締め切ります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

令和6年度 定期会員総会を開催

令和6年度定期会員総会を6月7日、鳥取市末広温泉町の「白兔会館」において、来賓に平川雅浩鳥取労働局長ほか鳥取労働局幹部のご出席をいただき開催しました。

岡田会長のあいさつ、平川鳥取労働局長の祝辞に続き、第1号議案「議事録署名人選任の件」、第2号議案「令和5年度決算報告承認の件」、第3号議案「役員改選承認の件」を審議し、原案どおり承認可決されました。続いて、報告事項として、(1)令和5年度事業報告

の件、(2)令和5年度公益目的支出計画実施報告の件、(3)令和6年度事業計画の件、(4)令和6年度収支予算の件が村澤専務理事から報告されました。

なお、役員改選では、2期4年の間会長を務められた岡田幸一郎氏、理事の太田佳子氏が退任され、会長に鶴石健治氏、理事に森紳二郎氏が新たに選任されました。

役員には次の方々が就任されました。

会 長	鶴 石 健 治(東部支部長)
副 会 長	永 東 康 文(西部支部長)
副 会 長	馬 野 慎一郎(中部支部長)
理 事	内 田 直 志(東部支部副支部長)
理 事	安 東 潔(東部支部副支部長)
理 事	森 安 誠(西部支部副支部長)
理 事	森 紳二郎(西部支部副支部長)
理 事	上 本 智 宣(中部支部副支部長)
理 事	行 壽 啓 之(中部支部副支部長)
専務理事	村 澤 幸 二(鳥取県労働基準協会)
監 事	藤 原 弘 樹(東部支部監事)
監 事	横 山 利 行(西部支部監事)
監 事	前 田 和 雄(中部支部監事)



就任あいさつをする鶴石会長

令和5年度収支決算書及び令和6年度収支予算書は次のとおりです。

令和5年度 収支決算書 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (単位:円 △印=減)

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01 特別教育	02 行事・広報	小 計	他1 技能講習等	他2 用品販売等寄附	他3 研修・交流等	他4 労働保険	小 計		
経常収益計	31,569,423	673,110	32,242,533	63,595,240	412,738	0	4,841,981	68,449,959	11,778,517	112,871,009
経常費用計	30,803,159	12,470,137	43,273,296	51,508,633	689,035	1,876,320	5,628,800	59,702,788	7,682,689	110,658,773
一般正味財産期首残高	18,570,682	△ 87,713,176	△ 69,142,494	72,778,211	△ 1,397,718	△ 17,118,948	△ 3,874,646	50,386,899	206,322,260	187,566,665
一般正味財産期末残高	19,336,946	△ 99,510,203	△ 80,173,257	84,864,818	△ 1,674,015	△ 18,995,268	△ 4,661,465	59,534,070	210,418,088	189,778,901

令和6年度 収支予算書 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (単位:円 △印=減)

科 目	実施事業			収益事業					法人会計	総合計
	01 特別教育	02 行事・広報	小 計	他1 技能講習等	他2 用品販売等寄附	他3 研修・交流等	他4 労働保険	小 計		
経常収益計	32,676,700	775,000	33,451,700	62,440,000	410,000	0	4,722,200	67,572,200	11,357,400	112,381,300
経常費用計	30,281,464	12,807,414	43,088,878	52,406,057	719,954	2,473,331	5,871,596	61,470,938	7,950,184	112,510,000
一般正味財産期首残高	19,336,946	△ 99,510,203	△ 80,173,257	84,864,818	△ 1,674,015	△ 18,995,268	△ 4,661,465	59,534,070	210,418,088	189,778,901
一般正味財産期末残高	21,732,182	△ 111,542,617	△ 89,810,435	94,898,761	△ 1,983,969	△ 21,468,599	△ 5,810,861	65,635,332	213,825,304	189,650,201

働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)のご案内

2024年4月1日から、建設業、運送業、病院等に、時間外労働の上限規制が適用されます。

このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。

各業種で定められた成果目標達成に向けた取組を実施し取組の実施に要した費用の一部を助成します。

なお、申請の受付は2024年11月29日までとなります。
※国の予算額に制約されるため、11月29日(金)以前に受付を締め切る場合があります。

詳細は厚生労働省のHP(下記QRコード)をご覧ください。鳥取労働局雇用環境・均等室企画担当(0857-29-1701)までお問い合わせください。



この夏は 休みをつなげて 心身ともにリフレッシュ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。



労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鳥取労働局雇用環境・均等室指導担当(0857-29-1709)あてにお問い合わせください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

「労働保険年度更新」の手続きはお済みですか？

令和 6 年度の労働保険年度更新は、6 月 3 日(月)から 7 月 10 日(水)までの間に、申告・納付手続きが必要となります。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5 月末に厚生労働省から各事業主あてに発送しております。

申告書は、期間中、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますので、ご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<https://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

- ・開設期間：7 月 19 日(金)まで
- ・受付時間：平日 9 時～17 時(土日祝日を除く)
- ・電話番号：0120-405-082(フリーダイヤル)

◎申告書の作成や納付の方法等については、申告書に同封の「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

また、厚生労働省 HP に掲載している「年度更新申告書計算支援ツール」についてもご利用ください。

- ・検索は、「厚生労働省 年度更新 各種様式」と入力ください。

◎法人の行う事業については法人番号の記入が必要になりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

子育てパパ支援助成金のご案内

仕事も子育ても、どちらも充実させたい、どちらも楽しみたい、そんな価値観を持つパパたちが増えていきます。

男性の育児参画の推進は、「育児をしたい」という男性の希望を実現するとともに、企業にとっても働き方の見直しにつながるなどのメリットがあります。

厚生労働省では、男性の育児休業取得に取り組む中小企業事業主のみなさまを支援するため、「子育てパパ支援助成金」(両立支援助成金－出生時両立支援コース)を支給しています。「子育てパパ支援助成金」は、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後 8 週間以内に開始する育児休業を取得した場合や、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成するものです。ぜひ、ご活用ください。

◎子育てパパ支援助成金(出生時両立支援コース)

第 1 種	育児休業取得	1 人目：20 万円
		2 ～ 3 人目：10 万円
	育児休業等に関する情報公表加算	2 万円
第 2 種	育児休業取得率の 30 ポイント以上上昇等	1 年以内達成：60 万円 2 年以内達成：40 万円 3 年以内達成：20 万円

[お問合せ先]

鳥取労働局雇用環境・均等室企画担当
(0857-29-1701)



東部支部だより

令和5年の労働災害発生状況及びその対策について

鳥取労働基準監督署管内の労働災害発生状況について、令和5年1月～12月の1年間に発生した新型コロナウイルス感染症を除いた死亡・休業4日以上労働災害は179人(前年比17人・10.5%増)でした。事故の型としては、転倒災害の53人が最多で全体の約30%、次いで墜落・転落災害が44人で全体の約25%となりました。死亡災害は、高さ約1mの作業台からの墜落、運搬作業中に落下した部品の下敷き、移動式クレーンで吊った設備からの墜落の3件が発生しました。

転倒災害は60歳以上の高齢労働者の占める割合が4割を超えており、転倒しにくい職場環境づくり(段差の解消、通路等の床の水の拭き取り等)に加え、個々の労働者への対応(転倒等リスクチェックや運動プログラムの導入等)が必要です。

墜落・転落災害は、梯子や脚立、貨物自動車の荷台等からの墜落・転落が多いことから、作業を行う場所や作業内容に応じて、関係法令等を踏まえた適切な対策を講じることが必要です。厚生労働省のHP等にはこれらの災害防止対策の関係資料を掲載しておりますので、以下の二次元コード等から確認し、ご活用ください。

目 転倒等リスクチェック



目 運動プログラムの導入等



各種安全衛生関係リーフレットはこちらから↓



「安全衛生推進者養成講習」「衛生推進者養成講習」のご案内

1 安全衛生推進者、衛生推進者の選任

10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、以下のAの業種では「安全衛生推進者」、Bの業種では「衛生推進者」の選任が義務付けられています。

A：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売

業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

B：A以外の業種

また、安全衛生推進者、衛生推進者の選任の要件として、(1)労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了したもの(2)その他業務を担当するのに必要な能力を有するものとされていますが、東部支部が実施する安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習は、(1)の講習であり、該当する事業場におかれては、受講をご検討ください。

2 上記Bの業種の安全管理について

上記にお示ししたとおり、法令上、Bの業種の事業場においては、「安全」に係る管理者等の選任は義務付けられていません。また、労働者50人以上の事業場においても、Aの業種は安全管理者の選任が義務付けられていますが、Bの業種ではそれがありません。

つまり、第3次産業の多くを占めるBの業種では、法令上、安全に関する管理者等の選任が義務付けられていません。

しかしながら、第3次産業においても、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害(災害性腰痛など)、墜落・転落災害、交通事故などが多く発生しており、その防止対策を行うため、安全に関する管理者を選任することが望まれます。

このため、厚生労働省は平成26年3月28日に、上記のBの業種に関して、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」を示しています。

このガイドラインでは、安全推進者の選任対象はBの業種で労働者10人以上を使用する事業場であり、小売業、社会福祉施設、飲食店については重点的に取り組むこととされています。

安全推進者の要件としては、職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業場内で一般的に取り組んでいる安全活動に従事した経験のある者を配置するとされています。

なお、労働者が50人を超える事業場や、労働災害を繰り返し発生させた事業場については、以下の者を配置することが望ましいとされています。

(1) 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)

(2) (1)と同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理者の資格を有する者等)

このガイドラインで望ましいとされているのが、「安全衛生推進者養成講習」修了者でありますので、第3次産業の事業場におかれましても、効果的な労働災害防止活動の実施のため、「安全衛生推進者養成講習」の受講をご検討ください。

○「安全衛生推進者養成講習」

令和6年8月20日(火)9:00～17:20 及び

8月21日(水)9:00～12:10

○「衛生推進者養成講習」

令和6年8月2日(金)9:00～15:10

西部支部だより

「熱中症予防労働衛生教育」を開催しました

職場における熱中症予防対策を徹底するため、7月を重点取組期間とする、令和6年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(令和6年5月1日から9月30日まで)が実施中です。

当支部におきましては、令和6年5月29日(水)、講師に、熱中症予防労働衛生教育インストラクター 深田一徳氏を迎え、熱中症予防について講義していただき、39名の方が受講されました。

「職場における熱中症による死傷災害の発生状況(令和6年1月11日時点速報値)」によると、職場での熱中症による死傷者数は令和4年をさらに上回り増加傾向にあり、令和元年以降の業種別死傷者数の割合は、建設業、次いで製造業が多く、全体の約4割を占めている。災害発生状況を見ると、屋外のみならず屋内でも多発していることから、暑さ指数(WBGT)の測定により、作業場所の状況を正確に把握し、基準値に応じた必要な措置を講じることが重要で、体調不良の者に異常を認めたら、すぐに救急隊を要請することなど、適切な予防対策、発症時・緊急時の措置について講話がありました。

その後は、熱中症対策の理解を深めるため、「理解度確認クイズ」を行い、受講者のみなさんとの答え合わせを通し、知識の確認と定着を図っていただきました。

研修会 開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部では、次の研修会を開催します。開催場所はいずれも米子食品会館(米子市旗ヶ崎)です。多くの方の受講をお待ちしております。

☆化学物質管理者講習に準ずる講習

日時 令和6年7月22日(月)9時～16時

☆安全管理者選任時研修(2日間)

日時 令和6年7月29日(月)9時～17時

7月30日(火)9時～12時

☆安全衛生推進者養成講習(2日間)

日時 令和6年8月6日(火)9時～17時

8月7日(水)9時～12時

☆自由研削といし取替等業務特別教育(学科・実技)

日時 令和6年8月21日(水)9時～16時

☆フルハーネス型墜落制止器具使用作業者特別教育

日時 令和6年8月29日(木)9時～17時

令和6年8月30日(金)9時～17時

☆衛生管理者等衛生担当者研修

日時 令和6年9月4日(水)13時20分～17時

☆KYT(危険予知訓練)研修

日時 令和6年9月11日(水)9時～17時

☆フルハーネス型墜落制止器具使用作業者特別教育

日時 令和6年9月19日(木)9時～17時

中部支部だより

令和6年度定期会員会議議案の承認について

令和6年4月30日に倉吉シティホテルにおいて定期会員会議を開催し、すべての議案についてご承認いただきました。

令和6年度は、ご承認いただきました事業計画、予算に沿って業務を円滑に実施してまいりますので、ご支援、ご協力をお願いします。

また、「鳥取県産業安全衛生大会」が、10月31日に米子市文化ホールで開催されることとなっておりますので、中部支部の会員の皆様のご参加をよろしく願います。

「安全管理者等安全担当者研修」を開催しました

6月13日(木)、安全管理者等安全担当者の方を対象に研修を開催しました。

研修会では、最初に倉吉労働基準監督署の棚橋労働基準監督官から「職場における安全管理と労働災害防止対策」と題して講演いただきました。最近の労働災害発生状況、転倒災害防止、熱中症対策、エイジフレンドリー補助金、法改正等についてわかりやすく説明をいただきました。

次にRSTトレーナー、安全管理者選任時研修講師のト部忠義氏から、「安全管理と職場安全自主活動について」と題し講演頂き、7月1日からの全国安全週間を前にして、労働災害防止活動を推進するためにKYT、RA導入の大切さと、安全に対する基本ルールを徹底し、それらを遵守することの大切さを再認識しました。

今後の特別教育・研修等の日程について

中部支部では、7月から9月までの特別教育・講習等について次のとおり予定し受講をお待ちしております。募集はそれぞれの日程の2か月前頃に始まります。

- (1) 職長(安全衛生責任者)教育(2日間)
7月24日(水)・7月25日(木)
- (2) 職長(安全衛生責任者)教育(2日間)
8月8日(木)・8月9日(金)
- (3) フルハーネス型墜落制止器具使用作業者特別教育
8月20日(火)
- (4) 自由研削と石取替え等業務特別教育
9月5日(木)
- (5) 5t未満クレーン運転業務特別教育(2日間)
学科 9月14日(土)・実技 9月15日(日)
- (6) 衛生管理者等衛生担当者研修
9月26日(木)